

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づき、当社事業所における派遣事業マージン率を公開します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

対象期間：2019年10月1日から2020年9月30日

【労働者派遣の実績およびマージン率等】

拠点名称	本社
拠点の所在地	〒108-0073 東京都港区三田 3-9-9 森伝ビル 7F

派遣労働者の数	71人 (対象期間内、実数)
派遣先の数	54社 (対象期間内、実数)
派遣料金の平均額	1日8時間あたり 25,312円
賃金の平均額	1日8時間あたり 16,864円
マージン率	33.4%
教育訓練に関する事項	入職時研修：安全衛生教育、その他就労に有効な教育（有給） 年次研修：e-learning等（職能・職種転換・階層別等）
その他労働者派遣の業務に関し参考となると認められる事項	東京都情報産業健康保険組合（TJK）の福利厚生施設やその他のサービスを受けられます。

【マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について】

社会保険料	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険など 事業主が負担するもの
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる費用
健康診断費用	一般診療の受診費用
募集経費	派遣労働者の募集にかかる広告費（インターネット、ほか求人媒体）
就業管理費用	派遣労働者の就業にかかわる費用（派遣先紹介、教育訓練、保険等の管理など）
営業・運営費用	営業および派遣事業運営に関わる内勤社員の人件費、営業活動費、事務所費、通信費等

【労働者派遣法30条の4第1項の労使協定】

労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2020年4月1日～2021年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者